

寒河江市公民館に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

寒河江市長 齋藤真朗

寒河江市条例第13号

寒河江市公民館に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市公民館に関する条例（昭和49年市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

南部地区公民館	研修室	760	760	980	2,200	360	

」を

「

南部地区公民館	第一研修室	760	760	980	2,200	360	
	第二研修室	760	760	980	2,200	360	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。